

平成26年度包括外部監査

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人（8法人）及び財政的援助を与えている公益社団法人（2法人）の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

第3 外部監査の結果

II 各論

II - 3. 公益財団法人千葉市スポーツ振興財団、スポーツ振興課及び公園管理課に係る外部監査の結果

3. 業務委託または指定管理業務について

3-2. 稲毛ヨットハーバーの管理許可に基づく事業の実施について

(3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>⑥ 大規模改修工事について【公園管理課】（報告書 P104）</p> <p>稲毛ヨットハーバー管理棟の改修工事は、千葉市が所有する施設に対してスポーツ振興財団が大規模改修を行ったものであり、極めて異例の工事であったと考えられる。当該工事対象施設は経年劣化に伴い、従来から改修工事を市に対して要求していたが、市の財源不足を理由に所管課である公園管理課が予算要求することができなかったため、スポーツ振興財団が工事を実施する申請をしたものである。しかし、当該工事の費用負担に関する合意は文書上存在しない。</p> <p>大規模改修工事に関する費用負担に関する合意は、必ず文書で行われたい。</p>	<p>平成28年3月30日付け情報経営部長・財政部長通知「民間事業者が管理する市有施設の修繕等の取扱いについて」において、平成28年4月1日以降、公益財団法人又は公益社団法人である外郭団体が、その費用負担により、市有施設の資本的支出を伴う修繕等を行うこと自体が、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に反するおそれが高いものであることから、外郭団体が施設・設備の新設・除却・更新、施設・設備の資本的支出（法人税法施行令第132条）を伴う修繕等を行うことは、例外なく禁止した。</p> <p>なお、スポーツ振興財団が大規模改修工事の資金を負担して取得した資産については、大規模改修に係る資産の会計処理として、資産計上により発生する減価償却費を引き続きスポーツ振興財団が負担することとし、平成28年3月25日に市とスポーツ振興財団との間で合意書を取り交わした。</p>

* 公益財団法人千葉市スポーツ振興財団は、平成31年4月1日より公益財団法人千葉市スポーツ協会に名称変更した。